

2007年度（平成19年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2007年度（平成19年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2007年（平成19年）8月6日（月）午後3時～午後4時20分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員

富田委員，中山委員，坂本委員，三谷委員，相原委員

4 出席した職員

建設管理部長，農林土木部長，建築部長，下水道部長，水道局業務部長，水道局工務部長，契約課長，建設政策課長，技術検査課長，神辺建設産業課長，松永建設産業課長，営繕課長，建設第2課長，水道局経理課長，水道局施設課長

5 会議の概要

（1）2007年度（平成19年度）の契約状況について

契約課長から次のとおり説明を行った。

本年6月末現在の契約状況であるが，市発注分が211件でその落札率は71.56%，水道局発注分については22件で84.70%であった。条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札について，その適用範囲を2004年度には設計金額1億5千万円以上であったものを，2005年度は5千万円以上，2006年度には1千5百万円以上，本年度においては条件付一般競争入札に一本化し1千万円以上と引き下げてきた。これにより，昨年度指名競争入札の対象であった1千万円以上1千5百万円未満の範囲の落札率は85.91%から69.58%と，16ポイント以上の大幅な低下があった。

2002年度から2006年度までの工種別の落札率の比較であるが，落札率はその年の大規模工事に影響されることもあり一概には言えないが，電気工事については他の工種に比べ依然高い状態にあるが，最近は下降傾向にある。

（2）抽出案件の選定理由について

相原委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から落札率が高いものを1件と，従来から総じて落札率が高いと言われている電気設備工事ではあるが，設計金額が1億円を超えるにもかかわらず非常に落札率が低い案件を1件の計2件，指名競争入札から落札率の高いものを1件，随意契約からは落札率が極めて低いもの1件，そして水道局発注分について条件付一般競争入札から落札率が高いものを1件選定した。

(3) 抽出案件の審議

- ア 福山市立走島小学校便所他改修工事
- イ 中津原ポンプ場プラント電気設備工事
- ウ 道路改良工事(清藤赤地線)
- エ 機織ポンプ場プラント電気設備工事
- オ 傾斜板取替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が各々の発注した工事について説明した。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 談合情報について

ア及びイについて、契約担当課長からとりまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日程について

11月中に開催することとするが、現在の委員の任期は本年11月13日までであるため、委員の委嘱、案件の抽出等も併せて事務局で調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について

次回の案件抽出は、本年7月から9月分を対象とする。

6 発言の趣旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 電気工事について

Q1 電気工事の発注件数について、2004年度から2006年度までは、それ以前と比べて発注件数が増えているが、その理由は何か。

A1 学校関係の冷暖房設備にかかる電気工事の増加によるものと考えている。

Q2 発注工事一覧を見ると電気工事の指名競争入札の落札率が93%から94%の間に入っており、正当な競争がなされているとは思えないが、どう考えているのか。

A2 指名については、工事場所からの距離等を勘案し、該当するランクの業者を指名しており、指名業者がある程度特定されやすいというところがある。また、市内全体で電気工事業者は59者で他の業種と比べて業者数が少ないという状況もある。

Q3 指名は地域を限定して行っているのか。全市一括で行っているのか。

A3 多くの案件をまとめて発注する場合は、あまり地域にこだわらず指名回数の平準化という観点から指名している。発注件数が少ない場合は地域を考慮し指名している。

Q4 市としてはやりようがないということか。たとえば予定価格を公表しないなどの方法は取れないか。

A4 電気工事については、昨年まで行っていた公募型指名競争入札、そして本年度から拡

大実施している条件付一般競争入札においては、10数者の応募者があり、数の上では競争していると考えられるが、落札率は92～93%という状況にある。市の設計が業者にとって厳しい設計となっているのか、そのあたりを検証しながら競争性がより向上する方法を検討したい。

(2) 抽出案件の審議

ア 福山市立走島小学校便所他改修工事について

Q1 第1四半期に発注された条件付一般競争入札の落札率が、本件及び電気工事の2件を除き、65～75%の範囲にあり、条件付一般競争入札の拡大により効果が上がっているものと思われる中で、こうした傾向に反しこの案件は落札率が非常に高い。離島という特殊な条件によるものなのか知りたい。走島に本社のある業者はいるのか。

A1 走島に本社のある者はいない。この工事は同時期に同種の工事を条件付一般競争入札で7件発注した内の1件で、これらの工事の平均参加希望者数は15者であったが、本件は4者しかなかった。このことから、離島ということで、資材、建設機械を運ぶ海上輸送の問題があり、積算する上で十分な経験とノウハウが無ければ難しいということで参加者が少なかったものと思う。

Q2 市の積算においては離島という特殊性を考慮しているのか。

A2 資材、建設機械、作業員について輸送分を考慮し積算している。特に作業員の輸送という面では、渡船の時間が決まっており、労働時間が制約されるため、これらを割り増しとして計上している。

Q3 今までにこのような離島での工事は多くあったのか。

A3 福山市には離島は走島しかなく、道路や学校といった公共施設の工事を年間数件実施している。

Q4 そのときの応募者は、だいたい決まっているのか。

A4 過去の発注はほとんど指名競争入札で行っている。

イ 中津原ポンプ場プラント電気設備工事について

Q5 従来から電気工事は指名競争入札、公募型指名競争入札を問わず総じて落札率が高い。この案件は1億円を超える電気設備工事ではあるが非常に落札率が低い。全体的に落札率の高い電気設備工事の中にあって、落札率を下げるヒントがこの中にあるのではと思い取り上げた。この工事の内容について説明してほしい。

A5 受変電設備工については、使用電力が50kW以上になると高圧需要となるため、高圧を低圧に変え各設備に電気を送る工事である。運転設備工については、除塵機、ポンプ、ゲート等を運転操作する操作盤の工事である。計装設備工については、水位計、流量計などの設置工事であり、運転操作盤工は計装設備から情報を受け運転状況を監視する設備工事である。

Q6 この工事は施工が難しいのか。

A6 雨水のポンプ場を設置する場合は同種工事がセットとなっており、ポンプメーカーにとっては通常の工事である。

Q7 失格者がたくさんいるのはなぜなのか。

A 7 失格者は4者であった。本年度から低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度に一本化したため、各社とも受注意欲から最低制限価格あたりで入札した結果であろうと考えている。

プラント電気設備工事は通常の電気工事と異なり、主な機器を自ら製作することを条件としており、対象業者は全国的にも少ない。昨年、同様のポンプ設備工事を発注し低入札価格調査となり聴き取りを行った際、その業者は自ら製作する工場を所有しており、工場の稼働率を上げることによりメリットが十分あるとの説明を受けた。今回も同様に自ら機器を製作するという共通しており、安くできると判断し入札したものだと思う。

Q 8 メンテナンスが定期的に発生するのか。

A 8 受電設備は法的に月に1回点検を行わなければならない。それ以外は、メーカーが無料で対応している。

Q 9 大規模なメンテナンスを行うときには、随意契約となる可能性が高いのか。

A 9 増設の場合は既存施設との関係もあり、随意契約となる場合があるが、今回は新設であるため、条件付一般競争入札とした。

Q 10 入札の結果、他の業者の応札額が最低制限価格を下回り1者しか残らなくても入札は成立するのか。

A 10 一般競争入札の場合1者でも成立する。

ウ 道路改良工事（清藤赤地線）について

Q 11 この工事は落札率が非常に高い。指名競争入札では総じて落札率が高くなる傾向にある。特に神辺町の合併特例による指名競争入札ということもあり、非合理性を顕著に示すものとして取り上げた。指名競争入札は競争を阻害する制度であり、ブロック制は市民利益より業者利益を優先する制度である。合併特例では本来は一般競争入札となる金額の工事であっても建築一式工事は、設計金額7千5百万円以上、その他の工事にあっては、設計金額5千万円以上についてしか適用がない。

このような指名競争入札においては、この工事はどの業者が落札するという暗黙の了解が業界の慣例としてあるのではないか。

A 11 この工事は継続している工事で、落札業者は前年の受注業者で工事場所に一番近い業者である。

Q 12 工事延長と道路幅員を掛けた面積と車道と歩道の合計面積に差が出るがその理由は何か。

A 12 排水溝を既存の道路内に設置している分だけ少なくなっている。

Q 13 このような落札結果が予測できるような指名をまだ続けるのか。ここで論議すべきことではないかもしれないが、合併特例措置がなくなる限り競争は無理なのか。

A 13 合併の特例措置について、この委員会の場で議論することは難しい。

エ 機織ポンプ場プラント電気設備工事について

Q 14 業者の選定理由は第1期工事をした業者の推薦によるものか。

A 14 この業者は第1期工事をを行った業者の100%出資の子会社であり、親会社の保

守管理部門を担当している。制御回路の構築については親会社である三菱電機(株)と同一の設計基準を使用していることを確認している。

Q 1 5 工事費の積算並びに予定価格の決定について、契約に至った経緯について知りたい。

A 1 5 工事費の積算のうち、機器費の見積りは、本市の登録業者のうち8社に依頼し7社より見積りを徴収し、その最低価格を採用し積算価格を決定した。材料部材については価格が公表されており公表単価で積算している。

Q 1 6 随意契約では予定価格を公表していないため、通常は落札率が高止まりするが、この案件に限っては良い結果が出たということか。

A 1 6 そのように考えている。

オ 傾斜板取替工事について

Q 1 7 入札参加資格のある業者は県内でどのくらいいると想定していたのか。

A 1 7 この工事は特殊な工事であり、水処理メーカー、プラントメーカー、ゼネコンが対象となる。実績のある者はあまりおらず、水処理業者で4ないし5者、これにゼネコンを合わせ8から9者いるが、指名除外となっている者もあり、今回応募した4者程度となる。

Q 1 8 参加業者が特段絞られたと言うわけではなく、これがぎりぎりだったということか。この工事内容について説明してほしい。

A 1 8 水処理は濁りを取り除くのが一番の仕事で、濁りの粒子は非常に小さく、砂の間を通り過ぎていくため、凝集剤を加え塊にしてろ過し、分離していく。これを行うとすぐ砂が目詰りをしてしまうため、沈殿池を設け、薬品を使い、ほとんどの濁りを沈殿させ、残ったものを砂ろ過していく。この場合、通常では沈殿させる面積は池の底一面のみで小さいため、道中に傾斜板を設け沈殿させる面積を何十、何百倍に増すことによって短時間でろ過することができるという方法である。

Q 1 9 傾斜板の材質は何か。

A 1 9 プラスチックである。

Q 2 0 取替の周期はどれくらいか。

A 2 1 板が紫外線で劣化し崩れ落ちる手前で交換しており、本件は31年での交換だが、だいたい30年から40年での交換となると思う。

Q 2 2 そうなれば、前に施工した業者とは関係ないのか。

A 2 2 前はゼネコンが沈殿池と一緒に施工しており、特に関係ない。

Q 2 3 素材がプラスチックと聞いたがそれで1億3千万円もするのか。傾斜板は高いのか。

A 2 3 傾斜板はステンレスの枠にプラスチックの板を載せていく。枚数も3400枚ぐらい使う。設計では材料費が工事費全体の約75%である。規格を定めて作る特注品ということと、現在原材料費が高騰しているため高くなっている。

全体について

Q 2 4 現在の委員での委員会の審議は、今回が最後となる。この2年間の入札監視委員

会について、福山市としての総括をお願いしたい。

A 2 4 本市の入札監視委員会は、2001年（平成13年）2月施行の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を受け、入札・契約手続き全般の運用状況について第三者によるチェック機関として、2003年（平成15年）10月29日の初開催から、本日まで17回の委員会を開催していただいた。そのうち、現体制では2005年（平成17年）11月30日の開催から今回まで計8回の委員会を開催していただき、各委員には本市の入札・契約制度について、熱心なご論議をいただき、また貴重なご意見をいただいている。

本市では当委員会での論議等を踏まえ、入札・契約制度の改善に取り組んできたところであり、主なものとしては、年次的に一般競争入札や公募型指名競争入札など応募型の入札方式の適用範囲を拡大し、来年度からは、原則として指名競争入札を廃止し、全ての建設工事の入札方式を条件付一般競争入札としたこと、また本年度から電子入札を全ての建設工事について実施したこと、さらに、閲覧室での設計図書の閲覧を廃止しインターネット上で閲覧できるようにしたこと等、さまざまな取り組みを行ってきたところであり、透明性、公正性確保の面において、一定の形が整ったと考えている。

一方で、これらの改善効果と公共工事の発注件数の減少も相まって、近年非常に激しい受注競争が繰り広げられており、その落札価格の多くが最低制限価格に近い価格となっている。地元建設業者の健全経営、従業員の給与、下請契約の適正化等の観点からも一層の改善に向けた取り組みを行っていかねばならないと考えている。

引き続き、本市における入札契約制度の公正性確保と透明性の向上を図るため、委員の皆様にはご協力いただきたい。